

令和7年

第6回会津坂下町議会 臨時会会議録

自 令和7年12月24日

至 令和7年12月24日

福島県会津坂下町議会

令和7年第6回会津坂下町議会臨時会会議録

令和7年12月24日から令和7年12月24日まで第6回臨時会が町役場議場に招集された。

令和7年12月24日 午前10時00分

1. 応招議員(12名)

1番 高久敏明	3番 目黒克博	4番 物江政博
5番 横山智代	6番 小畑博司	7番 佐藤宗太
8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子	11番 水野孝一
12番 酒井育子	13番 山口享	14番 赤城大地

2. 不応招議員(2名)

2番 五十嵐孝子 10番 五十嵐一夫

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 鈴木久 書記 高久佳菜
書記 松本功

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長 古川庄平	副町長 板橋正良
教育長 鈴木茂雄	総務課長 佐藤秀一
政策財務課長 長谷川裕一	生活課長 五十嵐隆裕
建設課長 古川一夫	産業課長 渡部聡
庁舎整備課長 遠藤幸喜	出納室長 五十嵐利彦
教育課長 蓮沼英樹	子ども課長 小瀧節子
監査委員 仙波利郎	

◎開会及び開議の宣告

◎議長(赤城大地君)

只今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

なお、2番五十嵐孝子君、10番五十嵐一夫君より、所用のため欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

(開議 午前10時00分)

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長(赤城大地君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として9番青木美貴子君、11番水野孝一君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長(赤城大地君)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第6回臨時会の会期は本日1日としたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。よって本臨時会は本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長(赤城大地君)

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(赤城大地君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

本日ここに令和7年第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、福島県人事委員会勧告に基づく、福島県職員の給与改定に準拠し、職員の給与を改定するための「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」1件、「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第8号)」他補正予算7件の計8件のご提案となります。

上程した案件につきましては、印刷物により、お手元に差し上げた通りであります。何卒慎重なるご審議の上、原案の通り承認賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第75号から議案第82号まで一括上程・説明

◎議長(赤城大地君)

日程第3、議案第75号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第82号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号)」までの8件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(松本功君)

議案第75号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第76号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第8号)

議案第77号 令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第78号 令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第79号 令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第80号 令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第81号 令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第4号)

議案第82号 令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号)

◎議長(赤城大地君)

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、議案第75号について説明を求めます。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議案第75号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会の勧告に基づく福島県職員の給与改定に準拠し町条例を改正するものです。

改正の内容は、月例給については民間給与との格差を調整するため、若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額を引上げ改正し、4月に遡って、給料表を平均で3.37%引き上げるものです。期末・勤勉手当につきましては、民間の特別給の年間支給割合が、職員の期末・勤勉手当を0.05月上回る結果となったことから、給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改めるものです。

また、通勤手当につきましても、県に準拠し改正するものです。

この改正条例の第1条は、県の改正に準拠し給料表の改正と、期末・勤勉手当の支給月数の引上げ分0.05月分を12月に支給するよう改めるものです。第2条は、令和8年度以降の通勤手当の上限を70,600円から77,000円に改め、期末・勤勉手当の支給月数を6月及び12月にそれぞれ0.025月ずつ加算するよう改めるものです。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により説明を申し上げますので、新旧対照表の第1条の参考資料をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。なお、条文中の句読点、括弧は省略のうえ説明させていただきますので、ご了解願います。

1ページをご覧ください。第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の70」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とを加えます。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の

105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加えます。

別表第1の行政職給料表を6ページまで記載のとおり改めます。7ページをご覧ください。

改正条例第2条になります。

第12条第2項第2号中「70,600円」を「77,000円」に改め、第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改めます。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改めます。

議案に戻っていただき、7ページをご覧ください。附則といたしまして、第1条第1項は、この条例は公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項として、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

第2条は、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。というものであります。説明は以上であります。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第76号について説明を求めます。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議案第76号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第8号)」について説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億8,262万5千円を追加し、予算の総額を102億6,789万7千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算につきましては、国の令和7年度第1号補正予算に対応するもので、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を活用し、生活支援事業として、水道料金等負担軽減事業の延長、物価高騰対応子育て応援手当の支給、原材料米価格高騰負担緩和対策交付金事業を実施するほか、普通交付税の追加交付、および、福島県人事委員会勧告に基づいた県職員給与改定に準拠した人件費の補正となります。

福島県人事委員会の勧告の内容であります。月例給については、民間給与との公民較差を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を改定、また、一時金(期末・勤勉手当)についても、民間の支給実態に基づき、0.05月引上げ、年間支給月数を4.65月分とする、というものでした。

本町におきましては、福島県人事委員会勧告に準拠し、全ての常勤職員173名の月例給を月額8,600円から12,700円引き上げ、一般会計では1,983万8千円の増、特別会計では242万2千円の増となります。

職員手当等については、期末手当が0.025月、勤勉手当が0.025月引き上げとなり、一般会計では1,047万6千円の増、特別会計では122万2千円の増となります。

また、一般会計の時間外手当の差額分は90万8千円の増で、共済費や特別会計への繰出金を含めた、常勤職員の一般会計分は3,609万8千円の増、特別会計を含めた常勤職員の総額では4,043万円の増となります。

さらに、会計年度任用職員についても、常勤職員同様に遡及改定となり、対象者は147名で、一般会計と特別会計を合わせて2,366万9千円の増となります。常勤職員と会計年度任用職員を合わせた総額では、6,409万9千円の増となります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

「1:総括」の歳入につきましては、10款:地方交付税から14款:国庫支出金まで、補正前の額99億8,527万2千円、補正額 2億8,262万5千円の増、補正後の額102億6,789万7千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款:議会費から14款:予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国庫支出金が1億809万8千円の増、一般財源が1億7,452万7千円の増であります。

3ページをご覧ください。

「2:歳入」について、ご説明いたします。

10款1項1目:地方交付税、補正額1億7,452万7千円の増は、国の令和7年度第1号補正予算により、普通交付税が追加交付となったことによるもので、追加交付は5つの内容となっております。

1つ目は、臨時経済対策費1億1,860万2千円であり、財政調整基金に積み立て、次年度以降の財源として活用します。

2つ目は、給与改定費3,412万9千円で、地方公務員の給与改定に必要な経費の一部を措置したものです。

3つ目は、臨時財政対策債償還基金費1,412万1千円で、臨時財政対策債の元利償還金の財源の一部として措置したもので、減債基金に積立し、令和8年度当初予算で、公債費に充当を予定しております。

4つ目は、地方揮発油譲与税2万7千円で、地方揮発油税の特例税率廃止に伴う減額分を措置したものです。

5つ目は、総額調整で減額されていた額の復活分で764万8千円です。

14款2項1目:総務費国庫補助金、補正額56万5千円の増は、給与改定に伴う社会保障・税番号制度事業に係る人件費分を増額するもので、補助率は10分の10です。

2目:民生費国庫補助金、補正額1億753万3千円の増は、まず、3節:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、6,787万7千円の増は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増に伴い、生活者や事業者を支援するため交付されるもので、水道基本料金の減免や未給水地区等世帯生活支援給付金事業、原材料米価格高騰負担緩和対策支援金事業の財源として活用します。

次に、5節:物価高対応子育て応援手当支給補助金、3,965万6千円の増は、物価高騰による子育て世帯を支援するため交付されるもので、物価高対応子育て応援手当の財源として活用します。

4ページをご覧ください。

「3:歳出」について、ご説明いたします。

1款1項1目:議会費は、人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増額するものです。

2款1項1目:一般管理費は、人事異動による会計年度任用職員1名の減および人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増減するものです。

5目:財産管理費、補正額1億7,452万7千円の増は、まず、財政調整基金1億6,040万6千

円の増は、普通交付税の追加交付分のうち臨時財政対策債償還基金費分を除き積立てするもので、令和8年度以降の事業に充当してまいります。積立後の基金残高は11億6,723万5千円となります。

5ページをご覧ください。

減債基金1,412万1千円の増は、普通交付税の追加交付分のうち、臨時財政対策債償還基金費分を積立てするもので、令和8年度に臨時財政対策債の償還分として公債費に充当を予定しております。積立後の基金残高は3,021万6千円となります。

6目：企画費は、人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増額するものです。

2款2項1目：税務総務費は、人事異動による職員1名の増および人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増額するものです。

2款3項1目：戸籍住民基本台帳費から7ページ、3款1項1目：社会福祉総務費までは、人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増額するものです。

5目：臨時福祉給付費、補正額277万6千円の増は、物価高騰による負担増に伴い、生活者や事業者を支援するため、現在実施している未給水地区の一般家庭への給付金事業を3か月延長するとともに、未給水地区の事業所を新たに給付対象とするための費用を計上するものです。

3節：職員手当等は、職員の時間外勤務手当で8万円の増、11節：役務費は、郵便料及び振込手数料で10万4千円を増額するものです。

18節：負担金、補助及び交付金、259万2千円の増は、一般家庭分で216万円、事業所分で43万2千円を計上しました。

3款2項1目：児童福祉総務費から8ページ、4目：児童福祉施設費までは、人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増額するものです。

5目臨時福祉給付費、補正額3,965万6千円の増は、物価高騰による子育て世帯を支援するため、児童一人当たり2万円を給付するものです。

3節職員手当等は、職員の時間外勤務手当で54万円、10節需用費は、事務用品及び広報掲載に係る印刷製本費で7万4千円を計上しました。11節役務費は、給付の振込に係る郵便料および口座振替手数料で28万8千円、9ページをご覧ください。

12節：委託料は、システム改修業務で197万4千円を計上しました。18節：負担金、補助及び交付金は、児童一人当たり2万円を給付するもので、3,678万円を計上しました。対象児童は1,839名となります。

4款1項1目：保健衛生総務費から10ページ、7款1項1目：商工総務費までは、人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増額するものです。

2目：商工業振興費、補正額1,920万1千円の増は、酒・味噌・醤油等の原材料米の高騰による負担を緩和するため、米価上昇分を補助するもので、酒造業に対しては、1俵あたりの平均上昇額の6分の1を補助し、県補助と併せて米価上昇分の3分の2の補助となります。また、味噌・麴製造業に対しては、1俵あたりの平均上昇額の3分の2を補助します。

11節：役務費は、振込手数料で1千円を計上しました。

18節：負担金、補助及び交付金、1,920万円は、酒造業への補助金1,250万円、味噌および麴製造業への補助金670万円を計上しました。

8款1項1目：土木総務費から12ページ、10款4項1目：幼稚園費までは、人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増額するものです。

13ページをご覧ください。

10款5項1目：社会教育総務費は、人事異動による職員1名の減および人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増減するものです。

2目：公民館費から14ページ、10款6項2目：学校給食費までは、人事委員会勧告の実施に伴う人件費を増額するものです。

15ページをご覧ください。

13款1項1目：上水道事業会計支出金、補正額4,590万円の増は、水道基本料金の減免に

要する費用として、一般家庭分3,810万円、事業所分780万円を計上するものです。

最後に14款1項1目：予備費、補正額6,024万3千円の減は、歳入歳出額の調整によるもので、これにより予備費の総額は4,546万2千円となります。説明は以上です。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第77号から議案第79号まで説明を求めます。

◎生活課長(五十嵐隆裕君)

議長、生活課長。

◎議長(赤城大地君)

五十嵐生活課長。

◎生活課長(五十嵐隆裕君)

議案第77号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ90万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,332万8千円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係るものです。事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、先ず、歳入ですが、6款繰入金を90万9千円増額し、歳入合計を19億1,332万8千円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費から9款予備費まで、合計90万9千円を増額し、歳出合計を歳入合計と同額の19億1,332万8千円にしたいとするものです。財源内訳は、一般財源が90万9千円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、6款1項1目一般会計繰入金3節職員給与費等繰入金90万9千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費2節給料66万5千円の増、同じく3節職員手当等44万9千円の増、同じく4節共済費9万8千円の増は、いずれも福島県人事委員会勧告に伴う職員4名、会計年度任用職員1名分の増分です。

5款2項2目疾病予防費2節給料14万9千円の増、同じく3節職員手当等10万円の増、同じく4節共済費4万8千円の増は、いずれも福島県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員1名分の増分です。

9款1項1目予備費60万円の減は、歳入歳出額調整によるものです。説明は以上です。

次に議案第78号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ124万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,112万円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係るものです。
事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、先ず、歳入ですが、3款 国庫支出金から7款 繰入金まで、合計124万8千円を増額し、歳入合計を24億4,112万円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款 総務費から6款 予備費まで、合計124万8千円を増額し、歳出合計を歳入合計と同額の24億4,112万円としたいとするものです。

財源内訳は、国庫支出金が10万9千円の増、その他としまして社会保険支払基金が7万9千円の増、一般財源が106万円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、3款2項2目 地域支援事業交付金1節 現年度分7万3千円の増、4款1項2目 地域支援事業交付金1節 現年度分7万9千円の増、5款2項1目 地域支援事業交付金1節 現年度分3万6千円の増及び7款1項2目 地域支援事業繰入金1節 介護予防・日常生活支援総合事業繰入金3万6千円の増は、4ページの歳出、3款2項1目 一般介護予防事業費の補正額29万5千円に、国25%、支払基金27%、県12.5%、町12.5%の負担割合をそれぞれ乗じて得たもので、同じく4目 その他一般会計繰入金1節 職員給与費等繰入金102万4千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う職員分の人件費に係る一般会計繰入金分です。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目 一般管理費2節 給料61万4千円の増、同じく3節 職員手当等35万8千円の増、同じく4節 共済費5万2千円の増は、いずれも福島県人事委員会勧告に伴う職員5名分の増分です。

3款2項1目 一般介護予防事業費2節 給料14万5千円の増、同じく3節 職員手当等9万9千円の増、同じく4節 共済費5万1千円の増は、いずれも福島県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員1名分の増分です。

6款1項1目 予備費7万1千円の減は、歳入歳出額調整によるものです。説明は以上です。

次に議案第79号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ25万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,281万8千円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係るものです。
事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、先ず、歳入ですが、4款 繰入金を25万7千円増額し、歳入合計を2億5,281万8千円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款 総務費を25万7千円増額し、歳出合計を歳入合計と同額の2億5,281万8千円にしたいとするものです。財源内訳は、一般財源が25万7千円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、4款1項1目 事務費繰入金1節 職員給与費等繰入金25万7千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目 一般管理費2節 給料14万6千円の増、3節 職員手当等

9万7千円の増、4節 共済費 1万4千円の増は、いずれも福島県人事委員会勧告に伴う職員1名の増分です。説明は以上です。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第80号から議案第82号まで説明を求めます。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(赤城大地君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

議案第80号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,018万2千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費を計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書の1ページをお開きください。

1「総括」歳入であります。

3款「繰入金」を23万9千円追加し、補正後の歳入合計は2億4,018万2千円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款「事業費」を23万9千円追加し、補正後の歳出合計は歳入と同額の2億4,018万2千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が23万9千円の増であります。

3ページをご覧ください。「歳入」であります。

3款1項1目「一般会計繰入金」を23万9千円追加したいというものであります。

4ページをお開きください。「歳出」であります。

1款1項1目「坂下東第一地区事業費」23万9千円の増は、2節「給料」から4節「共済費」までは福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正であります。以上、説明とさせていただきます。

次に議案第81号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第4号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和7年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款「水道事業収益」は、第1項「営業収益」と第2項「営業外収益」の増減額が同額であるため、補正予定額は0円となり、補正後の額は既決予定額と同額の4億8,569万1千円となります。

次に、第1款「水道事業費用」を、既決予定額4億8,438万8千円に123万6千円を追加し、4億8,562万4千円にしたいというものであります。

第3条では、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 1 億 6,638 万円の補てん財源を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 305 万円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 6,333 万円」に改めたいというものであります。

第 1 款「資本的支出」を、既決予定額 2 億 2,882 万 7 千円に 71 万 9 千円を追加し、2 億 2,954 万 6 千円にしたいというものであります。

第 4 条、予算第 7 条に定めた「職員給与費」の既決予定額 3,633 万 6 千円に 123 万 6 千円を追加し、3,757 万 2 千円に改めるものであります。

次のページをお開き下さい。

第 5 条、予算第 8 条に定めた他会計からの補助金を「1 億 3,145 万 6 千円」に改めるものであります。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する水道基本料金減免分、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費分などを計上したものであります。

1 ページ、2 ページをお開き下さい。「実施計画」であります。詳細につきましては、5 ページの「予算明細書」でご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。「キャッシュフロー計算書」であります。

資金の減少額は、補正前の 4,083 万 3,011 円に 97 万 9 千円を追加し、4,181 万 2,011 円となり、資金期末残高は 8 億 1,975 万 7,412 円となります。

4 ページをお開き下さい。「予定貸借対照表」であり、表記のとおりであります。

5 ページをご覧ください。「予算明細書」であります。

「収益的収入」1 款 1 項 1 目「給水収益」4,590 万円の減は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する水道基本料金減免 3 ヶ月分であります。

2 項 2 目「補助金」4,590 万円の増は、水道基本料金減免 3 ヶ月分に対する一般会計からの上水道事業補助金であります。

「収益的支出」1 款 1 項 4 目「総係費」123 万 6 千円の増は、1 節「給料」から 6 節「賞与引当金繰入額」までは福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正であります。

6 ページをお開き下さい。

「資本的支出」1 款 3 項 1 目「長期貸付金」71 万 9 千円の増は、下水道事業会計に対する長期貸付金を地方公営企業法第 18 条の 2 を適用し計上したことによるものであります。

7 ページをご覧ください。「実施計画説明資料」及び「損益勘定留保資金説明資料」であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入 4 億 8,569 万 1 千円、収益的支出 4 億 8,562 万 4 千円、税込当期純利益 6 万 7 千円となり、ここから「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」305 万円、「貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税」30 万 7 千円を差し引き、「税抜当期純損失」は 329 万円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)の不足額 1 億 6,638 万円の補てん財源につきましては、下段「補てん財源明細書」のとおりであります。以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 82 号「令和 7 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第 4 号)」について、ご説明申し上げます。

第 1 条、令和 7 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条、令和 7 年度会津坂下町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款「下水道事業費用」を、既決予定額 4 億 49 万 8 千円に 24 万 7 千円を追加し、4 億 74 万 5 千円にしたいというものであります。

第 3 条では、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したい

というものであります。

第1款「資本的収入」を、既決予定額5億3,872万8千円に71万9千円を追加し、5億3,944万7千円にしたいというものであります。

第1款「資本的支出」を、既決予定額6億3,819万1千円に71万9千円を追加し、6億3,891万円にしたいというものであります。

第4条、予算第8条に定めた「職員給与費」の既決予定額2,902万4千円に96万6千円を追加し、2,999万円に改めるものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費分などを計上したものであります。

1ページ、2ページをお開き下さい。「実施計画」であります。詳細につきましては、5ページからの「予算明細書」でご説明申し上げます。

3ページをお開き下さい。「キャッシュフロー計算書」であります。

資金の増加額は、補正前の1億6,098万6,333円から15万2千円を減額し、1億6,083万4,333円となり、資金期末残高は2億1,886万2,593円となります。

4ページをお開き下さい。「予定貸借対照表」であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。「予算明細書」であります。

「収益的支出」1款1項2目「処理場費」24万7千円の増は、1節「給料」から6節「賞与引当金繰入額」までは、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正であります。

6ページをお開き下さい。

「資本的収入」1款7項1目「他会計借入金」71万9千円の増は、資本的支出に対する資金として水道事業会計からの借入を計上したことによるものであります。

「資本的支出」1款1項1目「事務費」71万9千円の増は、1節「給料」から6節「賞与引当金繰入額」までは、福島県人事委員会勧告に伴う県の給与改定に準拠した人件費の補正であります。

7ページをご覧ください。「実施計画説明資料」及び「損益勘定留保資金説明資料」であります。

(1)収益的収支(損益勘定)ではありますが、「収益的収入」4億1,954万1千円、「収益的支出」4億74万5千円、「税込当期純利益」1,879万6千円となり、ここから「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」2,200万2千円を差し引き、「税抜当期純損失」は320万6千円となるところであります。

(2)資本的収支(資本勘定)の不足額9,946万3千円の補てん財源につきましては、下段「補てん財源明細書」のとおりであります。以上、説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって、議案の説明を終わります。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、議案第75号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第75号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第76号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第8号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議員(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

水道料の基本料金の減免等について、未給水地区の法人への支援ということで、よく分からないのですが、60の事業所があるというふうに説明があったんですが、どういう事業所なのかご説明いただきたいと思います。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(赤城大地君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

未給水地区に限ったわけではないので、未給水地区等という語句が入っていると思います。

よって、本来でいう未給水地区となれば、袋原、赤城新田、杉山の一部というかたちになりますから、そこの中では限定された事業所しかない。どちらかといいますと、国道49号の沿線で福原前並びに北側の広瀬地区等に位置する事業所が対象となっております。

◎議長(赤城大地君)

他にございますか。

◎議員(五十嵐正康君)

議長、8番。

◎議長(赤城大地君)

8番、五十嵐正康君。

◎議員(五十嵐正康君)

10ページの原材料米価格高騰負担緩和支援施策では、町の独自予算で味噌、醤油事業者に対して3分の2ということなんですけども、酒米についてもそうなんですけども、実際原料高騰分の3分の2ということなんですけども、基の数字というのはどのような感じで把握しているのか教えてください。

◎産業課長(渡部聡君)

議長、産業課長。

◎議長(赤城大地君)

渡部産業課長。

◎産業課長(渡部聡君)

まず、酒米については、令和6年産米の購入費用が基準となります。町単独の味噌、麴につきましては、購入している原材料の米の種類などが違うということもありまして、令和5年度を基準

としております。

◎議長(赤城大地君)

他にございますか。

◎議員(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

水道料の基本料の減免に3か月分追加という施策について、世の中、お米券など毎日報道されている中で、坂下はこういうことをやっている、金額的にも3か月分で7,500円等になると思うんですけど、それをしっかり伝えていくということが必要だと思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議員おただしのおり、例えば、酒造業や味噌・醤油製造業であったり、非常に限定的な限られた方々ですので、直接やり取りをして補助をしていくなかたちになりますが、私達としては、会津坂下町としてこういうふうにお金の使い道を定め、こういう方々のところに支援を届けたいというようなことを強く発信していくべきだろうと考え、現在、年明けの広報等で発信していくというようなことを考え、作りこみを行っております。

◎議長(赤城大地君)

他にございますか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第76号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第8号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第77号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第78号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第4号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第78号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第79号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第79号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第80号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第80号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第81号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第4号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第81号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第82号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号)」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第82号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

以上をもって本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年第6回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月24日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員